

第1章 計画の策定に当たって



1 計画の背景と趣旨

本市においては、平成17年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定し、中間年度の平成21年度に見直しを行いました。平成22年3月には、平成22年度～平成26年度を計画期間とする「あら'お親子わくわくプラン（後期計画）」を策定し、国の動向を踏まえつつ、計画的に子ども・子育て支援の取組を充実させてきました。

平成24年8月には、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱とする「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されました。

これを受け、本市では、「あら'お親子わくわくプラン（後期計画）」の理念を引き継ぎ、子ども・子育て支援のさらなる充実を図るため、「荒尾市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～令和元年度）」を策定し、地域をあげて子どもをともに育て、子どもとともに育ちあう風土、子育ての楽しさ・大切さの発見と感動をあらゆる人々が分かちあえる風土を「あら'お」のまちにしっかりと築けるよう、子ども・子育て支援事業の展開を図ってきました。

しかしながら、我が国の子育てをめぐる環境は依然厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤独感を覚える家庭も少なくありません。また、労働形態の多様化や女性の社会進出の増加に伴い、保育ニーズは年々増大しています。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国においては、平成29年6月に「子育て安心プラン」、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、保育及び放課後児童クラブの量的拡充が推進されており、令和元年10月には、3歳～5歳のすべての子ども及び0歳～2歳の住民税非課税世帯の子ども等について、幼稚園・認定こども園・保育所（園）等の利用者負担が無償化される等、子どもや子育て世帯に対する各種支援策が展開されています。

また、児童福祉法や子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正に伴い、児童権利条約の精神に則った子どもの権利擁護の推進、児童虐待防止対策のための的確な対応に関する体制強化、親の妊娠期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援等が推進されています。

本市は、これまでの国の動向や本市における取組を踏まえ、質の高い幼児教育・保育事業を過不足なく提供するとともに、各種子育て支援事業を一層促進させることを目指し、「第2期荒尾市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」を策定します。

※保育所（園）：この計画において認可保育所のことを言います。

2 計画の性格と位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」にあたる計画です。

策定に当たっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、県の「くまもと子ども・子育てプラン」や、市の上位計画である「荒尾市総合計画」をはじめとする各種関連計画との整合性を図りました。

【子ども・子育て支援法(抜粋)】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

また、児童福祉法改正に伴い、子どもの権利擁護の推進、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速かつ的確な対応に関する体制強化等を推進することとされています。児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、適切かつ迅速な対応が求められています。

加えて、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が令和元年6月に成立し、子どもの貧困対策は、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、子どもの貧困対策を子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、「子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神に則り推進すること」、「市町村における計画策定を努力義務とすること」等が追加されました。

本市では、「子どもの虐待防止対策方針」、「子どもの貧困対策計画」を「第2期荒尾市子ども・子育て支援事業計画」に内包するものとして位置づけ、一体化した計画として策定しました。

3 計画の期間

この計画は、子ども・子育て支援法に基づき、令和2年度を初年度とし、令和6年度を目標年度とする5か年計画とします。

2015年度 H27年度	2016年度 H28年度	2017年度 H29年度	2018年度 H30年度	2019年度 R1年度	2020年度 R2年度	2021年度 R3年度	2022年度 R4年度	2023年度 R5年度	2024年度 R6年度
荒尾市子ども・子育て 支援事業計画					第2期 荒尾市子ども・子育て 支援事業計画 子どもの虐待防止対策方針 子どもの貧困対策計画				
			一部見直し (H30年3月)						

4 計画の策定体制

(1) 荒尾市子ども・子育て会議における審議

本計画を策定するに当たり、有識者や子ども・子育てに関わる関係者等の幅広い分野からの意見を踏まえ、子ども・子育て支援事業の推進に係る検討を行うために設置している「荒尾市子ども・子育て会議」において審議を行いました。

(2) パブリック・コメントの実施

令和2年1月24日から令和2年2月25日まで計画案を公表し、それに対する意見を求めるパブリック・コメントを行いました。